

年金積立金管理運用独立行政法人の 平成20年度の業務実績の評価結果

平成21年8月24日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成20年度業務実績について

(1) 評価の視点

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的として、平成18年4月1日に発足した独立行政法人である。

今年度の管理運用法人の業務実績の評価は、平成18年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成18年度～平成21年度）の3年目（平成20年4月～平成21年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成19年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた独立行政法人の業務実績に関する2次評価結果等や取組方針、当委員会が実施した国民からの意見募集に寄せられた意見も踏まえ、評価を実施した。

管理運用法人は、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に年金積立金の運用を行うことにより、年金事業の運営の安定、ひいては国民生活の安定に貢献するという使命を負っている。このような使命を果たすため、中期目標において、効率的な業務運営体制を確立し、職員の専門性を高め業務運営能力の向上を図ること、年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを達成するために、基本ポートフォリオを定め、これに基づき管理を行うこと、受託者責任の徹底、情報公開の徹底等の業務の質の向上に関する事項、リスク管理の徹底等の積立金の管理運用に関し遵守すべき事項等が定められている。

したがって、管理運用法人の評価に当たっては、その使命を果たすために行われた具体的な取組、又はその取組における創意工夫を評価の基本とし、その上で、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて総合的な評価を実施することとしている。

平成20年度は、リーマン・ショック等により拡大した金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落したことに加え、対ユーロを中心に為替市場で急速に円高が進んだ影響もあり、運用結果としては、マイナス7.6%（約マイナス9.4兆円）と、2年連続のマイナスとなり、単年

度では、平成16年財政再計算の前提である実質的な運用利回りは確保できなかった。

平成20年度においては、昨年度までに評価委員会において指摘した事項を踏まえ、これまで改善が図られてきた業務運営体制が適切に機能し、適切な業務運営がされているか、また、リーマン・ショック等に伴う金融危機という状況の下で、適切な対応がとられたかといった点に重点を置き、評価を実施することとした。

なお、年金積立金の運用は、前述のとおり、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととされていることから、管理運用法人における年金積立金の管理及び運用の評価についても、単年度の運用実績のみをもって評価することは適切ではなく、長期的な視点で評価することが重要である。

(2) 平成20年度業務実績全般の評価

ア 管理運営体制全般に関する事項

管理運用法人の使命は、前述のとおり、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行うことにより、年金事業の運営の安定に資することである。

管理運用法人は、平成18年度に前身である年金資金運用基金から引き継いだ業務運営体制を改善するため、平成20年度においても、全独立行政法人に係る一律の人件費の制約がある中で、運用経験者の中途採用など積極的に外部の専門的知見を有する人材の確保に努めるとともに、専門実務研修の実施や大学院入学の補助制度の活用、人事評価制度の本格実施により、職員の勤労意欲や業務遂行能力の向上を図るなど、積極的な対応を行っているものと認める。また、理事長直轄の経営管理会議等を十分活用し、事業運営の改善を図るなど、業務改善に積極的に取り組んでいる。今後も引き続き、職員の勤労意欲の向上を促し、組織の業務運営能力や専門性の更なる向上に向けた取組を行っていくことを求めたい。

イ 年金積立金の管理及び運用全般に関する事項

業務運営の効率化と、それに伴う経費の節減効果に関しては、平成20年度においては、特に、資産管理機関の集約化の効果により、約12億円の節減が図られ、また、運用受託機関との交渉により、手数料の更なる引き下げを図り、あわせて約15.7億円の節減効果を得るなど、大幅なコスト節減及び事務の効率化等の効果があったことは評価できる。

平成20年度は、リーマン・ショック等により拡大した金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落したことに加え、対ユーロを中心に為替市場で急速に円高が進んだ影響もあり、市場環境は平

成19年度よりさらに、厳しい年であった。

このような状況の下、平成20年度における運用結果としては、運用成果を測定する尺度の一つである修正総合収益率¹では、2年連続のマイナスとなった。また、市場平均を示す指標であるベンチマーク²と比較した場合、外国株式及び短期資産についてはプラスの超過収益率、国内債券についてはマイナス0.01%と概ねベンチマーク並みの収益率、国内株式及び外国債券についてはマイナスの超過収益率となり、中期目標において確保するよう努めることとされているベンチマーク収益率を確保できなかった。

市場が不安定な状況の下で、管理運用法人においては、通常の利用受託機関との定期ミーティング、リスク管理ミーティングに加え、金融危機の発生を踏まえ、緊急に随時ミーティングを行い、リスク管理を適切かつ機動的に行っており、また、運用受託機関に対する定性評価及び定量評価を踏まえた総合評価を行い、運用受託機関への資金配分の停止等の適切な対応を行っている。また、当委員会の指摘も踏まえ、外国株式アクティブ運用については、運用受託機関の構成（マネージャストラクチャー）の見直しを行う等、ベンチマーク収益率の確保のために必要な対応を行っている。

また、平成20年度は、基本ポートフォリオ達成に向けた移行期間の最終年度であったが、金融危機等の中においても、管理運用法人においては資金配分を通じて適切に管理を行い、基本ポートフォリオを達成するとともに、次期中期計画を見据え、次期基本ポートフォリオの策定に向けた、精力的な検討を行っている

ウ 年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響の評価

名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた「実質的な運用利回り」について、年金積立金の運用実績と平成16年財政再計算上の前提を比較すると、平成15年度（平成16年財政再計算の推計初年度）からの6年間、平成13年度（年金積立金の自主運用の開始年度）からの8年間のいずれについても、運用実績が財政再計算上の前提を上回っており、平成20年度単年度の運用結果では、リーマン・ショック等により拡大した金融危機の影響を受けマイナスになったも

¹ 「修正総合収益率」とは運用の効率性を表す時価ベースの資産価値の変化を把握する指標。具体的には、実現収益に、資産の時価評価による評価損益の増減及び未収収益の増減を加え、さらに投下元本に時価の概念を導入して算定した収益率。

² 価格変動がある市場運用を行う限り、修正総合収益率がマイナスになる年度はあり得ることから、運用結果を評価する際には、修正総合収益率だけではなく、ベンチマーク収益率を確保できているかどうかにも着目する必要がある。

の、長期的に見ると、年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えていると評価することができる。

なお、年金積立金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととされており、運用実績の年金財政に与える影響についても、長期的な観点から評価することが重要である。

エ 平成20年度業務実績全般の評価

以上を踏まえると、管理運用法人の管理運営体制については、業務運営体制の見直し及び改善の効果が発揮され、業務運営が適切に行われていると評価することができる。

また、年金積立金の管理及び運用に関する事項については、市場が不安定な状況の下で適切かつ機動的なリスク管理を行い、全体としては管理運用法人の設立目的に沿って適切に業務を実施したと評価できる。

年金積立金の運用については、長期的には年金財政の目標とされている実質的な運用利回りは確保できており、単年度においてもベンチマークとの対比で見て、概ねベンチマーク並みの収益率を確保できているものの、今後の課題として、新規資金の寄託がなくなることが予想される中で、キャッシュ・アウトやリバランスへの対応といった新たな課題が出てきており、適切な対応が求められている。今後も長期的に年金積立金の安全かつ効率的な運用が実施されていくことを大いに期待したい。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

平成20年度における業務運営の効率化と、それに伴う経費の節減効果としては、まず資産管理機関の集約化による経費節減効果の実現があげられる。平成19年度において資産管理機関の選定を行い、1つの資産の管理を1つの資産管理機関に集約することとし、平成20年度において順次資産移管を実施した。これにより、事務の効率化及び管理コストの大幅な低減が図られ、平成20年度において、約12億円の節減効果が認められた。また、運用受託機関に対する手数料の水準についても、既存の受託機関、新規の受託機関ともに引き下げを図り、経費の節減を実現している。これらの取組により、平成20年度において、約15.7億円の節減効果の実現が認められ、評価することができる。

組織編成及び人員配置の見直し等の効率的な業務運営体制の確立についても、引き続き着実な対応がなされている。特に、業務運営能力の向上のため、積極的に外部の専門的知見を有する運用経験者の確保に努めており、人件費の制約がある中、最大限の努力を行っているという評価できる。また、職員の専門性向上のための取組については、専門実務研修や、大学院への入学補助制度等の活用が図られており、平成19年4月から補助制度を利用して大学院に入学していた職員が、平成21年3月にファイナンス修士（専門職）の学位を取得して修了するなど、適切に実施されている。さらに、人事評価制度の本格実施において、実績評価の結果の手当への反映や能力評価の結果の職員へのフィードバックなど、職員の勤労意欲の向上や業務遂行能力の向上に資する取組が行われている。今後も、引き続き効率的な業務運営体制の確立を図るとともに、業務運営能力の向上を図る観点から、引き続き質の高い人材の確保及び育成を進めることが必要である。なお、人件費について全独立行政法人一律の制約が課せられる中で、今後も引き続き金融分野における高度な専門知識を有する人材の確保・育成が可能かどうか、慎重に検討する必要がある。

業務管理の充実については、理事長直轄の経営管理会議等を十分に活用し、四半期ごとに中期計画・年度計画の進捗・達成状況を把握し、業務改善指示等を出すことにより、ホームページや業務概況書の見直しに反映させている。また、監事による監査に加え、内部監査の取り入れ等、適切な監査体制を整えるとともに、「コンプライアンス委員会」や「運営リスク管理委員会」、「情報セキュリティ委員会」といった各種会議の開催、その内容の役職員への周知、研修の実施等により、内部統制体制の充実を図り、職員の意識改革や受託者責任の徹底に取り組んでいる。

資産統合管理システムの整備及び業務システムの最適化については、中期目標等の要請を一年前倒しして平成18年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、平成19年度に一般競争入札により落札者を決定し、既に設計・開発に着手しており、平成20年度においては、新たにプロジェクト管理を行うことを任務とするプロジェクトマネージャーを配置し、平成21年度の稼働に向け、計画を推進している。今後は、システムの整備・強化や、実際の業務上の意思決定の場面においてどのように活用するかという点について、着実に検討を進め、業務のより一層の改善につなげることが必要である。

（2）業務の質の向上に関する取組について

受託者責任の徹底への取組については、意思決定の仕組みの構築による責任体制の明確化、コンプライアンス委員会の開催や、コンプライアンス研修の実施など、引き続き適切な取組が行われている。また、運用受託機関等を集めての説明会において関係法令及びガイドラインの遵守を徹底することや、定期ミーティング等にお

いて運用状況やリスク管理の状況の報告を求めることにより、運用受託機関等に対する受託者責任の徹底についても適切に取り組んでいると評価できる。

引き続き、法令遵守の徹底等について内部統制の強化を図ること等により、適切な対応を行うよう求めたい。

また、調査研究については、管理運用手法の高度化等の観点から、外部の専門調査研究機関への調査の委託等により、時宜に即した適切なテーマについて積極的に取り組んでいると評価できる。今後も管理・運用の更なる高度化を進めるための調査研究を行うことが重要である。

情報公開に係る取組については、平成20年度においても、外部の評価やアンケート結果を基にホームページを改善しており、また、年金積立金の管理及び運用に関する基礎的な事項や多数照会のある事項についてQ&Aを作成しホームページに掲載するとともに、新たに四半期ごとの運用状況資料についても英語版を作成して海外向けの情報発信を充実するなど、引き続き積極的に対応し、外部機関からも高い評価を受けるなど利用が進んでいる点は評価できる。今後も、分かりやすい情報提供を推進し、年金積立金の長期的な観点からの運用について国民の十分な理解を得るため、広報活動の充実・強化を図るよう、一層の努力を期待したい。

(3) 財務内容の改善等について

財務内容の改善に関する事項については、中期目標及び中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成17年度と比較して一般管理費及び業務経費ともに経費節減及び事業の効率化が行われており、予算の適切かつ効率的な執行がなされていると評価できる。

(4) 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会)等への対応について

① 給与水準の適切性等について

管理運用法人では、年金積立金の管理及び運用を行うという法人の性質上、金融分野における高度な専門知識を有する職員を雇用する必要があるため、給与水準に全独立行政法人一律の制約を加えることは、そもそも適切ではない。しかしながら、平成20年度においても、人件費総額の節減のために、職員賞与の節減の実施や役職員の給与改定による人件費上昇の抑制等の取組を実施しており、人件費総額の節減の取組を適切に進めていると評価できる。また、そのような中で、引き続き質の高い人材の確保に向けた取組を継続していることは評価できる。

② 随意契約の適正化について

随意契約に関する管理運用法人の会計規定においては国の基準と同じ限度額を定めているが、真にやむを得ない契約以外は全て一般競争入札等に移行しており、平成20年度は、一般競争入札の件数、企画競争の件数ともに平成19年度を大幅に上回っており、評価に値する。今後も、一般競争入札及び企画競争の実施を継続し、経費節減を図るよう求めたい。

③ 保有資産について

現存する宿舎については、保有しないことを前提として、当該宿舎からの退去時期等について調整しており、早期の調整を期待したい。

④ コンプライアンス体制の整備状況について

コンプライアンス体制の整備に関しては、幹部職員と法務に関する有識者である第三者で構成した「コンプライアンス委員会」を開催し、コンプライアンスハンドブックの改定、全役職員対象のコンプライアンス研修の実施、役職員への周知・徹底を行うとともに、関係法令、法人の規程類及び同ハンドブックを法人LANへ掲載し、役職員がいつでも必要な情報にアクセスできる体制を構築する等、適切な対応がなされている。

⑤ 中期目標期間終了時の見直しを前提にした取組及び評価について

管理運用法人においては、現中期目標期間が平成21年度で終了することを見据え、次期基本ポートフォリオの策定に向けて、平成20年度から、運用委員の専門的な知見を十分に活かし、幅広い観点から最新の知見も取り入れながら精力的に検討を行っており、次期中期計画に向けた積極的な対応として評価できる。

また、当委員会としても、今回の評価においては、管理運用法人による業務実績についての説明を踏まえ、中期目標期間終了時の見直しも視野に入れ、今後の課題として、

イ) 業務運営能力の向上を図る観点からの質の高い人材の確保・育成、(2.(1)に記載)

ロ) 運営の基盤となるシステムの整備・強化及びその活用による業務の一層の改善、(2.(1)に記載)

ハ) 法令遵守の徹底等、内部統制の一層の強化、(2.(2)に記載)

ニ) 管理・運用の更なる高度化のための調査研究の充実、(2.(2)に記載)

ホ) 年金積立金の運用に対する国民の理解を得るための広報活動の充実・強化、(2.(2)に記載)

へ) 新規資金の寄託がなくなることに伴う、寄託金の償還等(キャッシュ・アウト)やポートフォリオの管理(リバランス)への適切な対応、(2.(5)に記載)

といった点について、それぞれ本文中で指摘を行っている。

⑥ 業務改善のための役職員のイニシアティブ等について

業務運営の改善については、理事長直轄の経営管理会議等を十分に活用し、四半期ごとに中期計画・年度計画の進捗・達成状況を把握し、業務改善指示等を出すことにより、ホームページや業務概況書の見直しに反映させている。

また、平成20年度から本格実施となった人事評価制度の能力評価において、業務改善提案などの取組を評価することとしており、職員の積極的な取組を促しており、またホームページにおいて法人業務に対する意見の書き込みを可能とすることにより、国民のニーズの把握に努めていることは評価できる。

⑦ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事監査計画に基づく監事の監査報告書の提出並びに監事の行った財務諸表等について検討した点及び業務運営について検討した点について説明を受け、これらも踏まえて評価を行った。

⑧ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成21年7月8日から8月7日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見募集を行い、その寄せられた意見も踏まえて評価を行った。

(5) 年金積立金の管理及び運用に関する事項

① 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

平成20年度においては、平成20年9月のいわゆるリーマン・ショックにより拡大した金融危機及びその実体経済への波及による急激な景気減速から内外株式市場が大幅に下落したことに加え、対ユーロを中心に為替市場で急速に円高が進んだ影響もあり、平成19年度に続きマイナスの収益率となった。

各資産ごとに市場運用の結果を評価するための指標であるベンチマークとの対比で見ると、外国株式及び短期資産についてはプラスの超過収益率、国内債券についてはマイナス0.01%と概ねベンチマーク並みの収益率となったが、国内株式及び外国債券についてはマイナスの超過収益率という結果となり、中期目標において確保するよう努めることとされているベンチマーク収益率を確保できなかった。

このような中で、管理運用法人においては、金融危機の発生を踏まえ、緊急に随時ミーティングを行い、外国債券アクティブ及び外国株式アクティブ運用受託機関の投資行動及びリスク管理状況を把握し、運用スタイルと異なる投資行動をとっていないかなどを確認するとともに、その後の通常のリスク管理ミーティングにおいても同様の趣旨から、アクティブ運用受託機関等の投資行動及びリスク管理状況を確認し、リスク管理を適切かつ機動的に行ったことは評価できる。また、運用受託機関の評価についても、定性評価及び定量評価を踏まえた総合評価の結果、14社について資金配分を停止するなど、適切な対応を行っている。

さらに、当委員会においても指摘した外国株式アクティブ運用については、平成20年度に運用受託機関の構成（マネージャーストラクチャー）の見直しに伴う選定を行っており、今後の運用実績に結びつくことを期待したい。

また、世界的にみても大規模なファンドであることに鑑み、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう慎重な投資行動を行っており、平成20年度においても、市場への資金配分を特定の時期に集中させないよう、年度を通じて平準的に行い、また、寄託金の償還、年金特別会計への納付、リバランスの実施においても、資産の売却・回収は行わず、財政投融资資金からの償還金、財投債の満期償還金等の資金を活用して行うなど、市場への影響を極力抑える努力を行っているとして評価できる。なお、今後、新規資金の寄託がなくなることが想定されることから、寄託金の償還等やリバランスの実施にあたって、資産の売却が必要になることが考えられる。次期中期目標期間においては、寄託金の償還等に万全を期すための短期借入金の導入や金融市場に関する情報収集・分析の強化等により適切な寄託金の償還等やリバランスの実施ができるようにされたい。

② 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成について

管理運用法人は、経済前提、長期的運用利回り、ポートフォリオ全体のリスクなどを踏まえて策定した基本ポートフォリオについて、平成20年度においても、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数が策定時に想定したものと乖離が生じていないかについて確認を行い、運用委員会において「緊急に見直す必要はない」との結論を得た。その際、平成20年度においては、新たに、基本ポートフォリオの短期的なリスク・相関の変動について、長期時系列分析を行い、詳細な分析を行うなど適切な対応がなされている。

また、現中期目標期間が平成21年度で終了することを見据え、次期基本ポートフォリオの策定に向けて、平成20年度から、運用委員の専門的な知見を十分に活かし、幅広い観点から最新の知見も取り入れながら精力的に検討を行っており、次期中期計画に向けた積極的な対応として評価できる。

③ 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

平成20年度は基本ポートフォリオ達成に向けた移行期間の最終年度であり、市場が大きく変動する中で積立金について基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、資産配分を通じて乖離許容幅に収まるように適切に管理を行った結果、あらかじめ定めた乖離許容幅に収まっており、基本ポートフォリオを達成したと評価できる。

また、運用受託機関に対するリスク管理については、遵守すべきガイドラインを示すことや、各運用受託機関のリスク管理指標に係る目標値の遵守状況を逐一把握するなどの取組を引き続き行っており、さらに平成20年度においては、定期ミーティング、リスク管理ミーティングに加え、9月の金融危機の発生を踏まえ緊急に随時ミーティングを行うなど、適切かつ機動的なリスク管理を行っている。

管理運用法人は、運用の効率化や必要な流動性の確保の観点から、運用資産の一部（国内債券パッシブ運用の一部、引受財投債の全額及び短期資産）について、資産管理機関を利用しつつ、自ら管理及び運用を行っている。管理運用法人における自家運用については、平成19年度に運用部から独立させたインハウス運用室において、運用部から提示されたガイドラインに従い、月次でリスク管理状況等の報告を行い、運用部においてリスク管理指標に係る目標値等の遵守状況について問題のないことを確認しており、内部牽制機能を確保している。

運用受託機関の選定について、平成20年度においては、外国株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定を行っている。選定に当たっては、あらかじめ定めた基準に基づき公募を行い、運用コンサルティング会社を活用しつつ、投資方針や運用プロセス、組織・人材やコンプライアンス及び事務の管理体制について精査し、委託手数料を含む総合評価結果を踏まえて、適切に選定を実施していると評価でき、今後の運用実績に結びつくことを期待したい。

株主議決権の行使については、企業経営等に与える影響に配慮し、運用受託機関にガイドラインの策定及びその遵守を求め、改善が必要な事項については運用受託機関に改善を求めるなど、株主利益最大化を目指したきめ細かい対応を行っている

(6) 年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響の評価

管理運用法人の総合評価においては、独立行政法人通則法に基づく個別評価を補足する観点から、個別評価の分析結果と併せて、年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証報告の内容を考慮して、総合評価を行うこととなっている。

公的年金の年金給付額は、長期的に見ると名目賃金上昇率に連動して増加することとなるため、運用収入のうち賃金上昇率を上回る分が、年金財政上の実質的

な収益となる。このため、運用実績の評価は、名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた「実質的な運用利回り」について、運用実績と平成16年財政再計算における前提とを比較して行う³。

実質的な運用利回り（賃金上昇率に対する名目運用利回りの上回り分）について、年金積立金全体の運用実績と平成16年財政再計算上の前提を比較すると、まず、平成20年度単年度については、運用実績が財政再計算上の前提を6.9%下回っている。

一方、平成16年財政再計算は平成14年度末積立金を基礎として推計を行っているため、平成16年財政再計算に対して運用実績がどの程度乖離しているかを見る場合には、平成15年度以降について比較することが適当である。平成15年度から平成20年度までの6年間の実質的な運用利回りについて平成16年財政再計算と実績を比較すると、運用実績が財政再計算上の前提を年平均0.5%上回っている。

さらに、平成13年度（年金積立金の自主運用の開始年度）からの8年間の実質的な運用利回りについても、運用実績が財政再計算の前提を年平均0.6%上回っている。

以上のことから、平成20年度単年度においては、運用実績が財政再計算上の前提を下回ったものの、長期的に見ると、年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えていると評価することができる。

³ 平成21年財政検証が平成21年2月に厚生労働省から公表されているが、平成21年財政検証は、平成20年度末積立金を基礎とし、平成21年が推計初年度となっていることから、ここでは、平成16年財政再計算における前提との比較を行っている。